



歩道を走るときの  
ルールって？

歩道の中央から  
車道寄りの部分  
を徐行する。

1

歩行者の通行を  
妨げる場合は、  
一時停止する。

2

「普通自転車通行指定  
部分」が設けられてい  
る場合は、その部分を  
徐行する。

3

忘れないでね

※ 徐行とは、直ちに停止できるような速度で進行  
することをいいます。

